

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平  
委員会の委員のサービスの宣誓に関する条  
例

(平成12年10月17日)  
(条例第11号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条第12項において準用する同法第31条の規定に基づき、公平委員会の委員(以下「委員」という。)のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 新たに委員となった者は、管理者の面前において、別記様式による宣誓書に署名捺印してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、委員のサービスの宣誓について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4編 人事 (猪名川上流広域ごみ処理施設組合公平委員会の委  
員の服務の宣誓に関する条例)

別記様式 (第2条関係)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治体の本旨を体するとともに、公務を民主的、かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

D  
〔猪名川広域〕  
九三八